

I. がん診療提供体制にかかるとする病院（図 1）

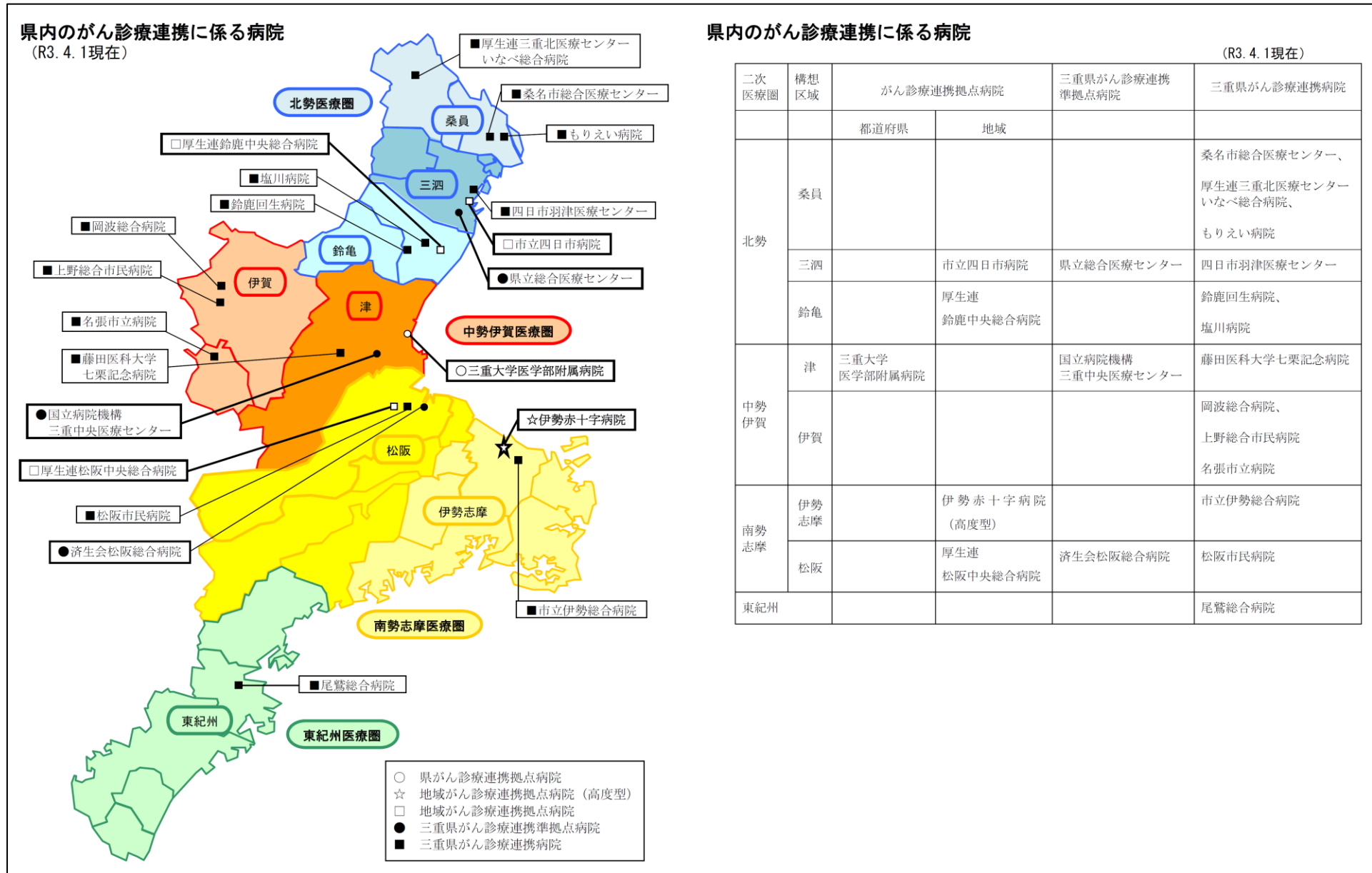
1. 国指定（がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針）

<p>がん診療連携拠点病院 （以下、「拠点病院」）（令和 5年3月31日まで）</p>	<p>国が定める指定要件を踏まえて都道府県知事が推薦した ものについて、厚生労働大臣が指定した病院。 ※「都道府県がん診療連携拠点病院」（都道府県に1カ所）と、「地域がん診 療連携拠点病院」（原則、2次医療圏に1カ所）。</p>
<p>地域がん診療病院 （<u>三重県は指定なし</u>）</p>	<p>がん診療連携拠点病院の無い2次医療圏に、都道府県の 推薦を基に厚生労働大臣が指定した病院。 ※隣接する2次医療圏のがん診療連携拠点病院とのグループとして指定。</p>

2. 県指定（三重県がん診療連携準拠点病院及び三重県がん診療連携病院の指定に関する要綱）

<p>三重県がん診療連携準拠 点病院（以下、「準拠点病 院」）（令和6年3月31日まで）</p>	<p>拠点病院に準じてがんの標準的・集学的治療を行う病院 として、県が指定した病院。</p>
<p>三重県がん診療連携病院 （以下、「連携病院」）（令和 4年3月31日まで）</p>	<p>拠点病院及び準拠点病院を補完する病院として、県が指 定した病院。</p>

図1 県内のがん診療連携に係る病院



県内のがん診療連携に係る病院

(R3. 4. 1現在)

二次医療圏	構想区域	がん診療連携拠点病院		三重県がん診療連携標準拠点病院	三重県がん診療連携病院
		都道府県	地域		
北勢	桑員				桑名市総合医療センター、 厚生連三重北医療センター いなべ総合病院、 もりえい病院
	三泗		市立四日市病院	県立総合医療センター	四日市羽津医療センター
	鈴亀		厚生連 鈴鹿中央総合病院		鈴鹿回生病院、 塩川病院
中勢伊賀	津	三重大学 医学部附属病院		国立病院機構 三重中央医療センター	藤田医科大学七栗記念病院
	伊賀				岡波総合病院、 上野総合市民病院 名張市立病院
南勢志摩	伊勢志摩		伊勢赤十字病院 (高度型)		市立伊勢総合病院
	松阪		厚生連 松阪中央総合病院	済生会松阪総合病院	松阪市民病院
東紀州					尾鷲総合病院

Ⅱ. がん診療連携体制の現状

標準的・集学的治療を提供できる医療機関（拠点病院・準拠点病院）を県内に10箇所程度整備することをめざす。また、地域バランスを考慮するため、三重県地域医療構想に基づき県内を8地域に区分し、地域の人口規模を勘案して指定する。地域ごとの箇所数の上限は、概ね人口20万人程度を目安として設置する（三四2箇所）。

なお、東紀州区域については、人口の目安を満たしておらず、隣接する松阪区域への流出が多いため、一定の集約化として、松阪区域に準拠点病院を指定することで、東紀州区域の医療を補完することを検討する。（令和元年度第1回三重県がん対策推進協議会にて確認）

○拠点病院・準拠点病院の整備箇所数（R3.4現在）

（津の（1）は外数で県拠点病院）

2次医療圏	構想区域	人口 ※1	目標	現状	拠点病院	準拠点病院
北勢	桑員	217,819	1	0		
	三四	376,553	2	2	市立四日市病院	県立総合医療センター
	鈴亀	246,657	1	1	鈴鹿中央総合病院	
中勢伊賀	津	279,886	1（1）	1（1）	三重大学医学部附属病院	三重中央医療センター
	伊賀	169,376	1	0		
南勢志摩	伊勢志摩	234,134	1	1	伊勢赤十字病院	
	松阪	219,823	2	2	松阪中央総合病院	済生会松阪総合病院
東紀州	71,617	0				
合計		1,815,865	10	8		

※1：平成27年国勢調査

Ⅲ. 県指定病院のこれまでの経緯

○平成 22 年度

国が指定する拠点病院に準じる病院として、県が指定する「三重県がん診療連携推進病院（以下、推進病院）」の指定制度を開始。市立四日市病院、鈴鹿回生病院、松阪市民病院を推進病院に指定。

○平成 23 年度

推進病院は拠点病院に近い指定要件であるが、県の実情等をふまえた要件の見直しを行った。済生会松阪総合病院、四日市羽津医療センターを推進病院に指定。

○平成 24 年度

上野総合市民病院を推進病院に指定。

○平成 26 年度

平成 25 年度に拠点病院の指定要件が見直されたことをふまえ、推進病院の指定要件・運用の見直しを行った。桑名西医療センター、いなべ総合病院、市立伊勢総合病院、尾鷲総合病院を推進病院に指定。

- ・ 指定類型の見直し（「推進病院」を廃止し、「準拠点病院」、「連携病院」の 2 類型とした。）
- ・ 指定箇所数（準拠点病院は 8 つの区分（現・地域医療構想区域）し、概ね人口 20 万人程度を目安に指定。連携病院は独自性・取組状況を重視するため、上限なし。）
- ・ 指定期間の運用見直し

（これまで推進病院に指定されていた病院は、平成 27 年 3 月 31 日まで指定されているものとし、経過措置として、平成 27 年 3 月 31 日まで指定されていた病院は引き続き、平成 30 年 3 月 31 日まで指定を受けることができる。）

○平成 27 年度

新要件により、準拠点病院・連携病院の指定開始。準拠点病院・連携病院の指定にあたり、本年からがん対策推進協議会に諮ることとした。県立総合医療センターを準拠点病院に指定。

○平成 28 年度

連携病院の指定要件が抽象的内容だったため、平成 28 年度第 1 回三重県がん対策推進協議会において指定要件を具体化。

- ・ 高度または特異性のある医療の提供内容の例示
- ・ 患者割合の算出基準
- ・ 拠点病院・準拠点病院と連携内容の明示

○平成 29 年度

推進病院の経過措置期間が終了。三重中央医療センターを準拠点病院に指定。

○平成 30 年度

既指定推進病院のいなべ総合病院、四日市羽津医療センター、鈴鹿回生病院、上野総合市民病院、済生会松阪総合病院、松阪市民病院、市立伊勢総合病院、尾鷲総合病院を連携病院に指定。また、桑名東医療センター（桑名市総合医療センター）、もりえい病院、塩川病院、藤田医科大学七栗記念病院、岡波総合病院を連携病院として新たに指定。（4 年間）

○令和元年度

平成 30 年度に拠点病院の指定要件が見直されたことをふまえ、準拠点病院の指定要件の見直しを行った。

- ・ 診療体制、人員配置、診療実績のうち、放射線診断、放射線治療、病理診断にかかる部分は原則扱い
- ・ 患者割合の算出区域を、2 次医療圏から地域医療構想区域へ変更

○令和2年度

新要件により、準拠点病院を4年間指定。

※新要件を満たせなかった県立総合医療センター、三重中央医療センターは1年間の猶予措置を講じた。

○令和3年度

済生会松阪総合病院を準拠点病院に、名張市立病院を連携病院に指定。令和2年度に新要件を満たせなかった三重中央医療センターは要件を充足したため、継続指定。県立総合医療センターは基準日において要件を充足していたが、一部要件を欠いたため、引き続き1年間の猶予期間を講じた。

IV. 連携病院の指定方針

国指定の拠点病院と県指定の準拠点病院の連携を前提として、高度又は特異性のある医療や、当該医療機関が所在する医療圏における対象患者数が多く拠点病院や準拠点病院では対応しきれない医療を提供することで、拠点病院及び準拠点病院を補完するものとして、県指定要綱に定める要件に基づき指定。

○現在の指定医療機関（令和4年3月31日まで 13医療機関）

桑名市総合医療センター、いなべ総合病院、もりえい病院、四日市羽津医療センター、鈴鹿回生病院、塩川病院、藤田医科大学七栗記念病院、岡波総合病院、上野総合市民病院、名張市立病院、松阪市民病院、市立伊勢総合病院、尾鷲総合病院

連携病院の整備要件（抜粋）

連携病院は、拠点病院及び準拠点病院との連携を前提として、高度又は特異性のある医療や、当該医療機関が所在する医療圏における対象患者数が多く拠点病院や準拠点病院では対応しきれない医療を提供することで、拠点病院及び準拠点病院を補完するものとして整備する。

1 提供医療の内容について

高度又は特異性のある医療の提供や、当該医療機関が所在する医療圏における対象患者数が多く拠点病院や準拠点病院では対応しきれない医療の提供を行うこと。

2 拠点病院、準拠点病院との連携について

- (1) 拠点病院や準拠点病院で構成する連携体制やネットワーク会議等に参画すること
- (2) 連携病院による治療期間中は、対象となる患者の同意を得たうえで、当該患者の診療情報を拠点病院や準拠点病院と相互に交換すること。

○現在の連携病院の指定要件と指定病院一覧

		指定要件	指定されている病院	医療の内容（H29年度実績）
提供医療の内容	どちらか満たす	<p>高度又は特異性のある医療の提供を行うこと</p> <p>（「高度又は特異性のある医療」を提供する病院）</p>	<p>いなべ総合病院</p> <p>もりえい病院</p> <p>四日市羽津医療センター</p> <p>塩川病院</p> <p>藤田医科大学七栗記念病院</p>	<p>在宅医療、消化器系がん（腹腔鏡手術）、皮膚科常勤医</p> <p>緩和ケア医療</p> <p>PET等による診断及び早期発見・治療、消化器系がん（腹腔鏡手術）</p> <p>ガンマナイフ</p> <p>緩和ケア医療</p>
	両方満たす	<p>当該医療機関が所在する2次医療圏における対象患者数が多く拠点病院等では対応しきれない医療の提供を行うこと</p> <p>「拠点病院や準拠点病院を補完する」病院</p>	<p>当該医療機関が所在する2次医療圏において、対象患者の一定数を受け持っていること（一定数の目安）</p> <p>・2次医療圏に拠点病院等がある場合 5割程度（10%）または連携する拠点病院等の患者割合の3割程度</p> <p>・2次医療圏に拠点病院等がない場合 準拠点病院と同程度（16%）</p>	<p>桑名市総合医療センター</p> <p>鈴鹿回生病院</p> <p>岡波総合病院</p> <p>上野総合市民病院</p> <p>名張市立病院</p> <p>松阪市民病院</p> <p>市立伊勢総合病院</p> <p>尾鷲総合病院</p>
拠点病院との連携	両方満たす	<p>拠点病院等で構成する連携体制やネットワーク会議等に参画するなど、拠点病院等の各セクションやスタッフとの連携が図られていること</p>		
	両方満たす	<p>連携病院等による治療期間中は、対象となる患者の同意を得たうえで、当該患者の診療情報を拠点病院等と相互に交換するなど、患者の治療に関して拠点病院等と連携していること</p>	<p>・拠点病院等で構成する「三重県がん診療連携協議会」等の連携体制に参画していること</p> <p>・2次医療圏における拠点病院等で構成するネットワーク会議等に参加していること</p> <p>・拠点病院等と個別に連携していること等</p>	<p>三重医療安心ネットワークの活用等により、拠点病院等と対象患者の診療情報を交換していること</p>

V. 連携病院のあり方について

1. これまでの議論（R1 第1回三重県がん対策推進協議会（R1. 9. 9））

連携病院の指定要件について、「高度又は特異性のある医療」を提供する病院と、「拠点病院や準拠点病院を補完する」病院の2類型が含まれており、県民によりわかりやすい情報提供を行うため、今後の協議会において見直しを検討することとした。

2. 見直しの方向性（R1 第1回三重県がん対策推進協議会（R1. 9. 9））

「拠点病院や準拠点病院を補完する」病院については、原則、現行の連携病院の制度を引き継ぐ。「高度又は特異性のある医療」については、国の特定領域がん診療連携拠点病院を参考に、指定要件について検討することとした。

【参考】※特定領域がん診療連携拠点病院（社会医療法人博愛会相良病院（乳がん）のみ指定）

- 1 特定のがんについて、集学的治療等を提供する体制を有するとともに、標準的治療等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。また、当該がんについて当該都道府県内で最も多くの患者を診療していること。
- 2 地域がん診療連携拠点病院の指定要件を満たすこと。ただし、がんの種類に応じて必要な治療法が異なる可能性があるため、指定にあたって地域がん診療連携拠点病院の要件のうち満たしていない項目がある場合には、個別に指定の可否を検討する。
- 3 緊急対応が必要な患者や合併症を持ち高度な管理が必要な患者に対してがん診療連携拠点病院等と連携し適切ながん医療の提供を行うこと。
- 4 特定領域における高い診療技術や知識を共有する観点から、がん診療連携拠点病院等との人材交流、合同のカンファレンス、診療業務や相談支援業務における情報共有等を行うことが望ましい。

3. 連携病院のあり方について

これまでの県の指定要件にかかる見直しにあたっては、国の指定要件にかかる見直しをふまえて行っている。拠点病院の指定期間は令和5年3月31日までとなっており、国が主催する都道府県がん診療連携連絡協議会等において現行の指定要件にかかる問題点のヒアリングや全国の拠点病院に対して指定要件にかかるアンケート調査を実施するなど、指定要件見直しの動きがみられる。

また、県の指定要件にかかる見直しを行う場合、県内医療機関に対し、必要に応じて診療実績・診療体制・人員配置等のヒアリングを実施し、見直しの参考としていたが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、平時とは異なる状況であるため、ヒアリング内容に基づいた指定要件の検討が困難であると考えられる。

さらに、現在県が指定している準拠点病院・連携病院の指定期間の満了日にばらつきがあるため、指定制度の運用上の課題もあげられる。

このことをふまえ、連携病院の指定要件の検討については、拠点病院の指定要件の見直しが行われた後に行うことが適当と考えられるため、指定制度の運用について次ページの対応案としたい。

VI. 対応案

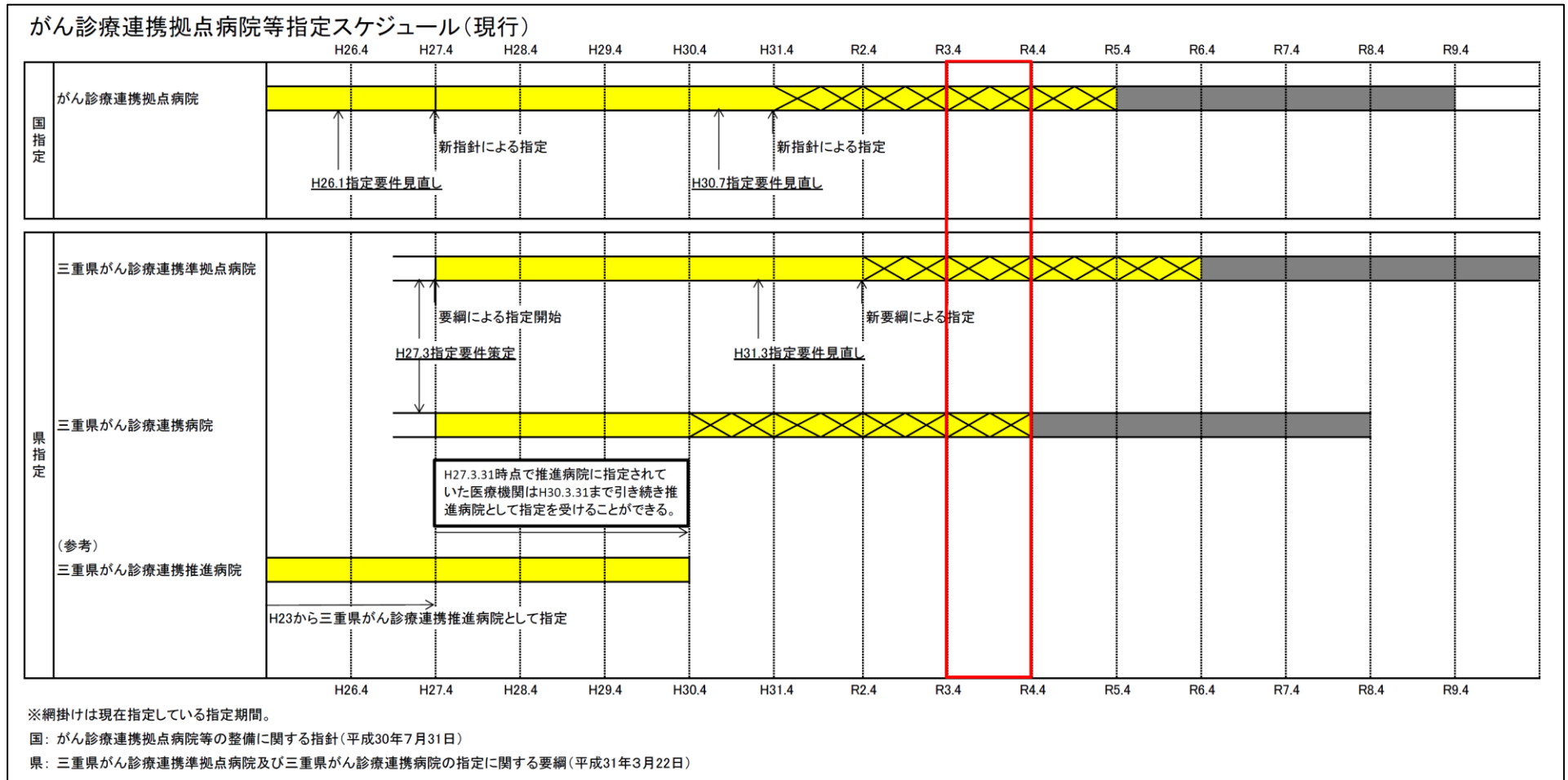
1. 現在の状況

準拠点病院・連携病院の指定期間は4年間であるが、県指定制度の運用にあたり、指定開始時期にばらつきがある。

(県指定)

- | | |
|------------------|-------------------------|
| ・ 三重県がん診療連携準拠点病院 | 令和6年3月31日まで(4年間) |
| ・ 三重県がん診療連携病院 | <u>令和4年3月31日まで(4年間)</u> |
- 【参考】(国指定)
- | | |
|--------------|------------------|
| ・ がん診療連携拠点病院 | 令和5年3月31日まで(4年間) |
|--------------|------------------|

○ 現行の指定スケジュール



2. 指定期間と指定開始時期について

準拠点病院・連携病院の指定開始時期を統一し、効率的な指定運用を行うため、以下のとおりとしたい。

(1) 現在の準拠点病院の指定期間である令和6年3月31日まで無条件で指定を行う。

(2年間)なお、今後の連携病院の指定要件にかかる見直し等の参考資料とするため、連携病院に指定されている病院に対し、従来どおり現況報告書の提出を求めることとする

(2) 令和6年度からの指定開始時期を準拠点病院・連携病院ともに令和6年4月1日からとし、指定期間は4年間とする。また、今後検討していく新要件を充足しない病院は、連携病院の指定を受けられないものとする。

(3) 拠点病院の指定要件の見直しに伴う指定期間の猶予措置が設けられた場合、連携病院については猶予措置を設けないこととする。ただし、準拠点病院については拠点病院に準ずる病院であることを鑑み、拠点病院の指定期間の猶予措置をふまえ、必要に応じて猶予措置を設けることとする。

3. 連携病院の新規指定申請医療機関の取り扱い

令和4年度・令和5年度の指定（令和3年度・令和4年度申請分）については、現行の指定要件を満たす医療機関のみ指定を行うこととし、令和6年3月31日までを指定期間とする。

○案

